

改正会社法で創設された「特別支配株主の株式等売渡請求」制度について

平成27年5月1日から施行されている改正会社法の中で、少数株主を締め出し、会社の支配権を100%集中させることを可能とする「特別支配株主の株式等売渡請求」という制度が始まりました。この画期的な制度は大企業から中小企業まで会社の規模に関係なく活用でき、支配権の集中に寄与することが期待されています。

1. キャッシュアウトとは

支配株主の主導で少数株主に金銭を支払って株式を取得し、会社の支配権を得ることをキャッシュアウトといいます。少数株主から見れば締め出されるという意味でスクイズアウトといわれることもあります。

中小企業ではオーナー経営者以外に、過去の相続や資金調達、取引などの経緯から、少数株主が存在しているケースが少なくありません。普段は問題とならなくても、事業承継や相続あるいは組織再編・M&Aなどの際には、少数株主の存在が障害となることがあります。従って、こうした事業や組織の根幹にかかわる変更をする時はあらかじめオーナー経営者に支配権を100%集中しておくことが望ましく、そのようなときキャッシュアウトという手段が有効となります。

2. 「特別支配株主の株式等売渡請求」の概要

本制度は、議決権の90%以上を保有する個人株主あるいは法人株主（「特別支配株主」）が少数株主に対して、全ての株式を一括して自分に売り渡すよう、取得日と価格を指定して請求できる、というものです。請求には会社の承認（取締役会設置会社では取締役会の承認）が必要です。承認後、会社は取得日の20日前までに、売渡請求を承認した旨と内容を少数株主へ通知等を行います。会社から通知等がされると、特別支配株主から売渡請求の対象となった少数株主（「売渡株主」）に請求があったものとみなされ、取得日には株式の全部を取得します。

売買自体は特別支配株主と少数株主である売渡株主との間の契約ですが、ここに会社の承認を入れている点に特徴があります。もちろん売渡株主に一方的に不利な価格、条件での買取りはできません。対価として認められているのは金銭のみで、その金額や算定方法も含めて会社に通知し、承認を受ける必要があります。売渡株主には裁判所への価格決定の申し立てや、対価が会社の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当だったり、手続違反などで不利益を受けるおそれがあるときには、請求を止めるよう、特別支配株主に請求することもできます。

とはいえ、以下のような点で、活用できれば大変簡単にオーナーへの支配権の集中ができる制度といえます。

- ・ 定款の変更が必要ない
- ・ 売渡株主個々ではなく会社の承認でよく、株主総会の決議は求められていない
- ・ 少数株主には取得日の20日前までに通知すれば足りる
- ・ 売渡株主個々への請求も事実上会社が行う
- ・ 取得日に自動的に買取りの効果が生じる

なお、売渡請求に基づき株式が譲渡されますので、売渡株主には株式の売却益に対する課税があります。あくまで株主間の譲渡ですので、売買の対象となった会社には課税関係は発生しません。

3. 改正前に用いられていた手法

改正以前、キャッシュアウトには、①株式併合、②全部取得条項付種類株式、③相続の際の相続人への売渡請求などの手法がありました。

しかし、①と②は、手間と時間を要するうえ反対株主がいると手続が進まないという使いづらさがあり、③は使える局面が非常に限定されています。今回の改正で①と②は少数株主保護の強化と整備がされました。改正後の実務への影響はその動向をしばらく見定める必要がありそうです。

そのほか、100%支配している会社との株式交換や合併をして、少数株主には対価として親会社（合併存続会社）の株式の代わりに現金を交付する手法もあります。しかし、税制非適格の組織再編となって税負担が重くなる可能性が高く、やはり使える機会は限定的です。

4. 今後のキャッシュアウト手法の選択

今後は、90%以上の議決権を保有しているケースでは、手続の点で簡便な特別支配株主による売渡請求を使った株式の集約が増えることが予想されます。

現在、議決権が90%に満たないケースでも、90%以上保有すれば、本制度の適用が可能となり、分散した株式を集約する際の有力な手段になります。

ただし、対価の妥当性など請求の承認に関する判断には会社、つまり取締役や取締役会に責任が生じますので実行に当たっては十分な注意が必要です。

（提供：朝日税理士法人）

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

金融商品取引法第 37 条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大 1.242%(ただし、最低手数料 5,400 円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大 4.32%の申込手数料、最大 4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率 5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各都店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2014年12月1日現在)